

社会福祉法人みくに園 役員等報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みくに園の役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要なことを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費又は実費弁償費であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員に対して、職務執行の対価として報酬を支払うものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。なお、同日に評議員会に出席又は法人の業務を行った場合であっても、別表1の報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。

- 2 理事及び監事が理事会の決議事項について、書面又は電磁的記録により意思表示したときは、理事会に出席したときと同様に、別表1により報酬を支払うものとする。
- 3 評議員が評議員会に出席したときは別表1により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。なお、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、別表1の報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。
- 4 評議員が評議員会の決議事項について、書面又は電磁的記録により意思表示したときは、評議員会に出席したときと同様に、別表1により報酬を支払うものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務等に当たった場合、又は評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務等に当たった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務等に当たった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

(適用除外)

第6条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員はこの規定を適用しない。

(公表)

第7条 この規定をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を経なければならない。

【別表1】役員等の報酬規程

(1) 評議員

摘 要	報酬(日額)
評議員会出席	5,000 円
評議員会書面出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	5,000 円

(2) 理事

摘 要	報酬(日額)
理事会出席	5,000 円
理事会書面出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	5,000 円

(3) 監事

摘 要	報酬(日額)
理事会、評議員会出席	5,000 円
理事会書面出席	5,000 円
監事監査等出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	5,000 円

- 附則
1. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
 2. 平成 30 年 12 月 1 日 一部改正
 3. 令和 3 年 12 月 1 日 一部改正
 4. 令和 7 年 4 月 1 日 一部改正